

山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰要綱

制定 平成25年1月9日

1 趣旨

男女共同参画社会づくりに特に顕著な功績のあった個人若しくは団体又は仕事や地域活動等様々な分野でチャレンジし活躍している個人若しくは団体を顕彰し、その功績等を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、この要綱及び山形県表彰規則の定めるところにより山形県知事表彰を行う。

2 表彰の対象

(1) 功労者表彰

男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が特に顕著であると認められるもので、次のいずれかに該当するもの。

- ①男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあった個人及び団体、あるいは固定的役割分担意識の是正に貢献した個人及び団体
- ②女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献した個人及び団体
- ③その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な個人及び団体

(2) チャレンジ賞

本県において仕事や地域活動等、様々な分野でチャレンジし活躍している個人若しくは団体で、次のいずれかに該当するもの。

- ①政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- ②新たな分野や先進的な分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体等
- ③出産や育児等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体等
- ④地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体等
- ⑤その他これらに準ずるもので、特に活躍が顕著な個人及び団体

3 表彰の種類

知事表彰とする。

4 候補者の推薦

推薦者は、表彰の対象に該当する者がいるときは、順位を付して推薦すること。

この場合、表彰の対象に該当する者で、過去において、男女共同参画社会づくりに功績のあった者として叙勲を受けた者、内閣官房長官表彰を受けた者もしくは知事表彰を受けた者は除くこと。

5 表彰手続等

(1) 被表彰者は、山形県表彰規則に基づく県審査委員会の審査を得て、知事が決定する。

(2) この要綱により難しい場合は、別途に県と協議すること。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、男女共同参画社会づくり功労者の表彰について必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成25年度に行う表彰から適用する。